

中小事業者向けの各種補助制度・融資制度のお知らせ



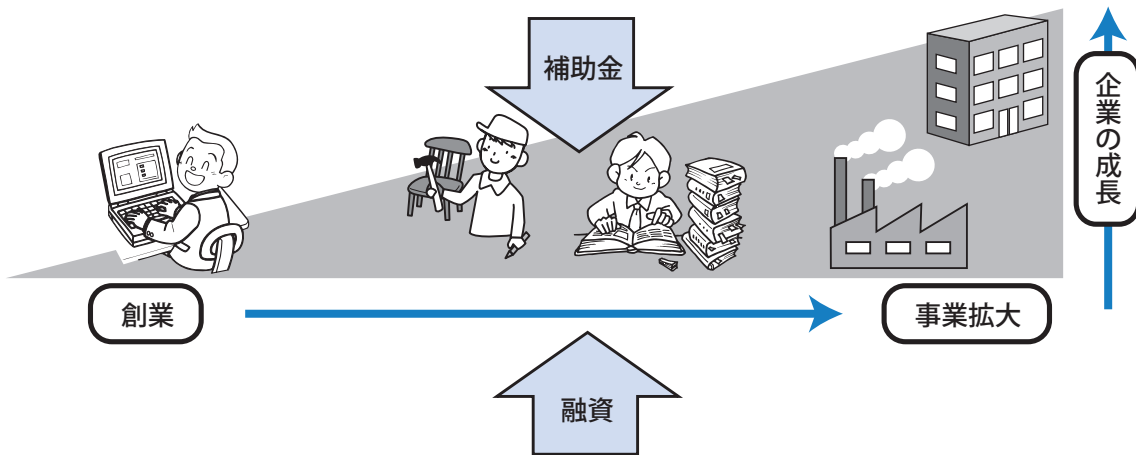
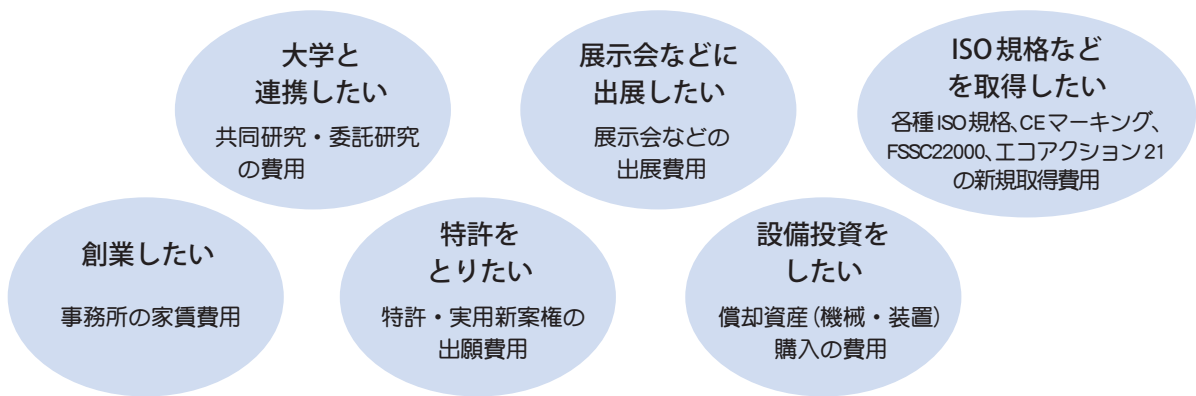
がんばる中小事業者を応援します！

問合先 商工業振興課 補助制度 (☎51・2435) / 融資制度 (☎51・2431)
HP <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/shokogyo/>

市では、資金調達の円滑化・企業活動の活性化のため、中小事業者向けの各種補助制度・融資制度により支援しています。創業から事業の拡大まで、事業活動の各段階にあわせたメニューが多数ありますので、利用してください。事業活動のさまざまな場面で支援します(次ページのモデルケース参照)。

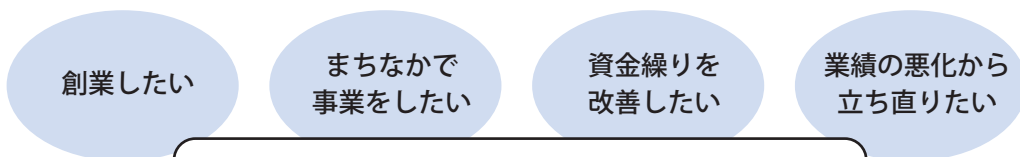
<補助制度>

- ・事業実施にかかった費用の一部を助成します。
- ・事前相談のうえ事業実施後に申請してください。



<融資制度>

- ・原則無担保で、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
- ・信用保証協会の保証が必要になりますが、保証料の補助制度もあります。



資金用途：運転資金、設備資金
融資限度額：1,000万円以内～5,000万円以内
融資期間/利率：3年以内～10年以内/年1.4～1.8%
(融資限度額などは条件により異なります)

支援制度の活用事例を紹介します

さまざまな場面で、市の各種支援制度を利用して事業を展開したA社をモデルケースに、どんな支援制度が活用できるのか紹介します。

■ A社のモデルケース

- ・従業員を雇って新たな会社を立ち上げたい(事務所を賃借して事業を始めたい)
- ・創業に必要な資金を調達したい、少しでも負担を減らしたい

創業期

創業時の事務所などの賃料に対する補助

対象：市内中小事業者（飲食店・小売業・サービス業などを除く）

補助金額 最大 60万円

創業支援資金<融資>

対象：市内中小事業者の事業用資金

保証料の補助限度額 30万円

支援制度を利用して…

- ・事務所賃料の補助により固定費を軽減することができた。
- ・創業支援資金により創業に必要な資金を調達することができた。

- ・新製品開発のため、大学と共同研究を行いたい
- ・資金繰りを改善したい

成長期

大学等研究機関との

共同研究・委託研究に対する補助

対象：市内中小事業者（従業者数 100人以下）

補助金額 最大 50万円

小規模企業等振興資金(小口資金)<融資>

対象：市内中小事業者の事業用資金

保証料の補助限度額 30万円

支援制度を利用して…

- ・大学との共同研究の費用を軽減でき、新製品を開発することができた。
- ・資金繰りを改善することができた。

- ・新製品の販路拡大のため、海外バイヤーも集まる展示会に出展したい
- ・事業拡大のため、資金を調達したい

発展期

展示会などへの出展に対する補助

対象：市内中小事業者（従業者数 100人以下、国外出展は 300人以下）

補助金額 最大 30万円

小口事業資金(通常資金)<融資>

対象：市内中小事業者の事業用資金

保証料の補助限度額 30万円

支援制度を利用して…

- ・展示会に出展し、ブースに多くの人たちが立ち寄った。
- ・製品への問い合わせが増え、そのうち1件は商談が成立する見込み。

上記のほか、次のような各種支援制度があります。
各制度の利用には条件があります。詳しくは問い合わせてください。

<補助>

- ・設備の購入費用、ISO規格などの取得費用、特許権・実用新案権の出願費用

<融資>

- ・小規模企業等振興資金(通常資金)、中心市街地商業活性化資金、経営安定資金、小口事業資金(災害復旧支援資金)